

# 経理実務に携わる方々向け！ ことしの税制改正のポイント

～消費税率引き上げに対する需要変動の平準化！～

3月に成立した「2019年度の税制改正関連法案」の焦点は、住宅ローンや車体課税など、本年10月からの消費税率10%への引き上げに対する駆け込み需要の平準化です。また、所得税は教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しや、空き家に係る譲渡所得の特例適用要件の見直し、法人税はイノベーションを促進する研究開発税制の見直し等が行われました。

そこで、今回の研修では、経営者様はもちろんのこと、経理実務に携わられる方々を対象に、図表やイラスト等を用いて、今年の税制改正のポイントをわかりやすく解説いたします。

※ 時間があれば、知って得する「会計・経理」についてもお話します。

- ★ 日 時 令和元年6月5日（水） 午後6時00分～8時00分
- ★ 会 場 浪速納税協会 2階 会議室（浪速区難波中3-14-14）
- ★ 講 師 税理士 烏野 佳子 氏
- ★ 受講料 会 員 無 料 一 般 3,000 円
- ★ 定 員 4 0 名 （お申込みの方には、後日、受講票をFaxします。）

〒6 「ことしの税制改正のポイント」申込 先着40名

|               |     |
|---------------|-----|
| 会員名(会社名)      | Tel |
| 住所(所在地)       | Fax |
| 受講者(複数可)      |     |
| 質問・今後希望するテーマ等 |     |

ご記入いただく情報は、浪速納税協会からの各種連絡・情報提供のために利用します。

▲ 申込先 → 浪速納税協会 (FAX 06-6634-1651)

## 納税協会よりお知らせ

- 決算期(4・5・6月)別説明会  
5月16日(木) 午後2時00分～3時30分 (場所: 納税協会2階 会議室)
- 消費税軽減税率制度説明会  
5月16日(木) 午後3時30分～4時30分 (場所: 納税協会2階 会議室)